

明治期学校組合と名望家—多胡高等小学校を事例に—

吉井郷土資料館 嘴託職員（学芸員） 中嶋 義明

はじめに

新井巴(1868-1913)は、明治期の大半を多胡高等小学校において訓導・校長として教育活動を展開してきたが、多胡高等小学校の教育内容については、「学校日誌」や新井巴の「日記」は管見の限り残存していない。しかし、多胡高等小学校は、吉井町外二村学校組合（以下「学校組合」と略記する）が母体だが、この学校組合に関する資料は残存している。学校組合は、資力財力の乏しい町村が数ヶ村連合して学校を設置するために設けられた一種の教育事務を扱う行政機関であった（註1）。

そもそも明治維新後の学校教育の近代化は、欧米諸国に対抗するため、新政府による「富国強兵」政策に起因し、強力に国の主導で推進されたものであった（註2）。1878年（明治11）中央集権のもと郡長が置かれるとその系列下に戸長・町村長が置かれた（註3）。この戸長・町村長や町会議員らの多くは、中世武士の系譜で江戸期に名主など村役人を務めたものの後裔であった。こういう人々が学校組合を構成していた。

明治期学校組合に関する先行研究は、管見の限りでは自治体の「教育史」などに概説的にしか見られない（註4）。本稿では、明治期学校組合の成立と運営実態を多胡高等小学校に関する諸資料から明らかにするとともに、学校組合の発足から解散まで、一貫して多胡村長として支えた向井周弥(1854-1925)を取り上げ、いわゆる「地方名望家」であるか検討し、地方教育の確立に貢献したかも検討したい。

1 学校組合の成立の経緯

小学校令の制定・改正にともない短期間で高等小学校も変遷していた。ここでは、小学校令の変遷を振り返り学校組合が成立する経緯を明らかにしたい。

（1）小学校令の制定と高等小学校

1885年（明治18）、内閣制度が導入され、

初代文部大臣森有礼は教育制度整備の一環で各種学校令を制定した（註5）。1886年（明治19）の小学校令では、小学校は尋常・高等の2段階とされ、修学期間は各4年であるが、尋常小学校は義務教育とされた。群馬県では、高等小学校は各郡に一校か二校が設立された。緑塙多胡郡では、緑塙郡藤岡町に緑塙多胡第一高等小学校、多胡郡吉井町に緑塙多胡第二高等小学校が設立された。郡立の高等小学校であった。緑塙多胡第二高等小学校の通学区域は、吉井町・入野村・多胡村・平井村・白石村・三ツ木村で郡長直轄であった（註6）。1888年（明治21）町村制により明治の大合併があり、地方制度が確立した。これに伴い小学校令も1890年（明治23）改正された。

（2）小学校令改正と学校組合の成立

1890年（明治23）小学校令改正に対応して緑塙多胡郡でも改正小学校令施行の準備を開始した。ここでは向井家資料等をもとに、時系列的に緑塙多胡郡長と町村長らの動向を検討し、学校組合成立の経緯を明らかにしたい。

① 郡長、町村長会議を招集と3町村長会議

（1891年（明治24）2月21日）

1891年（明治24）2月21日、緑塙多胡郡長甲斐信夫により、藤岡町にある郡役所で高等小学校についての町村長会議が招集された。この席で郡長より小学校令第37条（註7）により学校組合を結成して高等小学校を設立すべき旨の方針が出され、町村の組み合わせとして地域性から緑塙郡では藤岡町、日野村、美土里村北部と八幡村、平井村と美土里村南部等の組み合わせが示された。多胡郡は吉井町・入野村・多胡村の組み合わせが示された。このうち緑塙郡では八幡村独立など一部変更がなされたが、多胡郡については変更がなく、その場で吉井町長・入野村長・多胡村長により会議がもたれ、3月上旬までに各町村会を開いて、学校組合結成の同意と組合結成のための協議員を6ないし4名選出することを決めた（註8）。

② 各町村会決議（1891年（明治24）2月25日等）

1891年（明治24）2月25日、多胡村会が開かれ、学校組合同意と協議員の互選が決議された。史料は原則原文のまま、一部当用漢字を使用し、適宜句読点を付した（以下同じ）。

＜史料1＞ 町村組合設立ノ儀議案（多胡村会・1891年（明治24）2月25日）（註9）

「客年十月勅令第弐百拾五号小学校令第三十七条ニ基キ高等小学校ヲ設立スル為メ当村ハ吉井町入野村ト協議シ組合ヲ設立セントス、協議員ヲ互選ス。」

同様に吉井町では3月1日町会開会し、入野村では3月5日に村会を開いて学校組合を結成することに賛成し協議員を互選した。

③ 学校組合規定決定（1891年（明治24）3月12日）

1891年（明治24）3月12日、吉井町の法林寺で各町村会協議員が出席して学校組合規定の審議が行われ、規定が決定された。規定は次のようであった。

＜史料2＞ 高等小学校設立規定（註10）

- 1、目的：高等小学校ハ吉井町多胡村入野村連合シテ一組トナリ、吉井町大字吉井町へ一校ヲ設置スルコト。
 - 2、組合會議ノ組織：組合會議ハ現在ノ町村會議員全員ヲ以テ組織スルコト。
 - 3、事務ノ管理方法：組合長ハ町村長ノ互選ヲ以テ定ムルモノトシ、補助員ハ学務常設委員ヲ撰定シテ之レニ充ツ。
 - 4、費用支弁ノ方法：戸数割ハ壱町弐ヶ村都テ平等ニ賦課徵収スルコト、授業料ハ画シテ三等ニ區別ス、則チ左ノ如シ。
- （以下略）」

上記史料のとおり多胡高等小学校は、吉井町大字吉井町に設置された。吉井町役場のすぐ隣であった。1891年（明治24）当時吉井町897戸、入野村511戸、多胡村238戸合計1646戸（註11）。吉井町が54%をしめ、江戸時代より交通・経済の要所であり、多胡郡の中心地であった。組合會議は3町村の町村會議員全員で組織した。1891年（明治24）は32名であった。組合長は3町村

長の互選で選出された。組合長は首長で町村行政が主となり、日頃の実務は学務委員が見ることになっていた。費用は概ね、授業料と戸別割の徵収でまかなわれた。

④ 学校組合設立許可（1891年4月15日）

これを受け3町村で協議し、1891年4月1日に3町村長連名で学校組合設立許可の上申を緑埜多胡郡長に提出し、4月15日郡長より許可が下りた。次のようにあった。

＜史料3＞ 学校組合設立許可（1891年4月15日）（註12）

「吉井町役場、入野村役場、多胡村役場
明治廿四年四月一日附上申高等小学校設置
之為メ吉井町入野村多胡村ヲ以テ町村学校
組合ヲ設クル件聞届ク

明治廿四年四月十五日

群馬県緑埜多胡郡長 甲斐信夫」

⑤ 初の学校組合會議と多胡高等小学校の設置（1891年4月19日）

1891年（明治24）4月19日吉井町にある法林寺で初の組合會議が開かれ、組合長を吉井町長に決め、学務委員を選出した。これにより吉井町・入野村・多胡村学校組合が成立した。ついで多胡高等小学校を運営するため組合會議を行い、明治24年度の学校経費、予算を議決した（註13）。

こうして多胡高等小学校が設置された。

2 学校組合の運営実態と名望家

多胡高等小学校の母体である学校組合の運営実態を諸資料から検討し、あわせて向井周弥はいわゆる「地方名望家」かなどを検討する。まず学校組合長は町村長の互選により決定されるが、この経過がわかる史料を紹介する。

（1）学校組合長互選会の実態

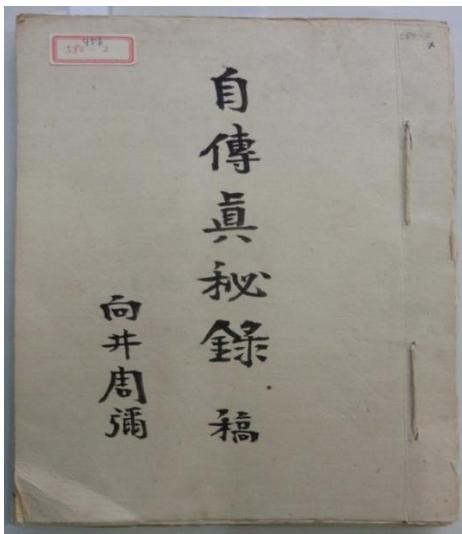
学校組合長選出に付き、当事者である向井周弥自身の記録がある。

＜史料4＞ 「自伝真秘録」（1893年（明治26）10月24日条）（註14）

「十月二十四日吉井町外弐ヶ村学校組合長臼田東氏曾て吉井町長辞任ニ就き欠員を生じ後任補欠選挙会を開く。余及び入野

村長代理堀口助役、吉井町長事務管掌郡書記飯島五郎平会同互選会を行ふ。飯島は互選の資格なしに投票せず。余は入野村長新井捨十郎氏を入野村堀口助役は余を投票し共に一票宛の同数となり町村制第五十四条第二項に依り郡参事会の決定を乞ふ為め吉井町長事務管掌より郡長へ申請せし処、吉井町長事務管掌者互選に加らざるは穏やかならずと再議を命ぜられ、同三十一日再選挙を開きたり。余は町長事務管掌者互選に加はるとは被選の資格あるものとし、飯島氏を投票す。堀口、飯島両氏余を投票し終左の結果にて余は当選の栄を負へり。

式点（当選）多胡村長 向井周弥
壱点 次点 吉井町長事務管掌 飯島五郎平]



「自伝真秘録」向井家資料：資料番号
956-580-2、寄託、吉井郷土資料館蔵

学校組合長は、吉井町長が務めるのが慣例のようになっていたが、吉井町長が辞任し学校組合長の互選会が開催された経過を記録している。1度で決まらず、10月31日再選挙が行われ、多胡村長向井周弥が学校組合長に就任した。しかし、学校組合事務所は多胡高等小学校に隣接する吉井町役場内にあり、多胡村長向井周弥にとっては執務がとりづらく、また臼田東が数か月で吉井町長に復帰したので、組合長の辞意を伝え、

互選会を経て吉井町長臼田東が学校組合長に復帰した（註15）。

（2）諸資料から見る学校組合の運営実態

① 会計帳簿等から見る学校組合の運営実態

多胡高等小学校に限らず、近代学校教育においては受益者負担の原則（註16）から、小学校の運営費は授業料、戸別割、有志の寄附金などを財源（収入）とし、教員俸給や校舎修繕費その他諸経費を支出していた。以下、①収入・支出の流れ、②1891年（明治24）度、③1904年（明治37）度につき、具体的に見る。

① 収入・支出の流れ（註17）

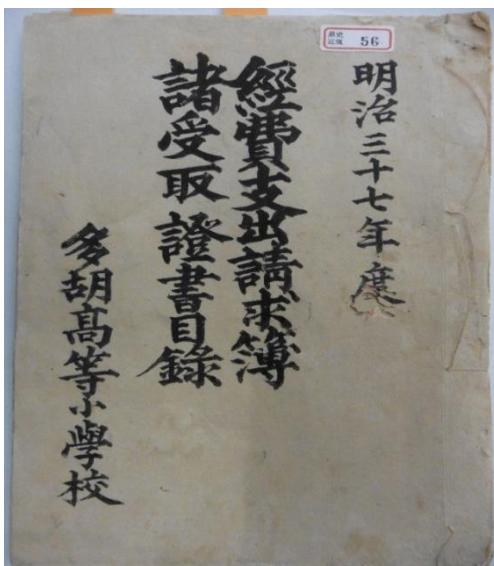
授業料は、年4回徴収された。第1期は2ヶ月分、4月20日より5月10日限り徴収、第2期は3ヶ月分、8月1日より同30日限り、第3期は3ヶ月分、11月1日より同30日限り、第4期は3ヶ月分、2月1日より同28日限り、の4回。戸別割は3町村民平等に1軒宛、年3回徴収。これらの徴収は3町村役場で行い、学校組合事務所（吉井町役場内）でまとめて主に学務委員が管理し、組合会議費、組合管理費は事務所で処理し、高等小学校費は組合長から毎月多胡高等小学校長に渡された。そして校長から教員俸給や校舎修繕費その他経費として支出された。

② 1891年（明治24）度（註18）

1891年（明治24）度多胡高等小学校の運営費は、収入高1,475円29銭、授業料523円60銭（生徒数195人）、戸別割930円39銭（1戸=57銭）。この他有志の寄付金があった。支出高は組合会議費46円36銭。組合会議年4回、議員32人で1人1円（1回25銭=弁当代）で32円。書記手当、印刷代等。会場は1891年（明治24）から1897年（明治30）頃（多胡高等小学校新校舎完成）まで法林寺。新校舎完成後は多胡高等小学校内。組合管理費98円80銭。報酬82円、組合長年額10円、学務委員月額6円（年額72円）。高等小学校費は、1,331円13銭。内訳は教員俸給972円、校長兼訓導18円、訓導（16円1人、15円2人、14円1人）女教員3円。教員は6人。教員俸給が73%を占めていた。小使雜給等105円95銭。書籍等購入費18円、その他雜費。

⑤ 1904年（明治37）度（註19）

1904年（明治37）度多胡高等小学校の運営費を収入高・支出高からみる。収入高：3,281円14銭7厘、支出高：3,248円65銭3厘、差引残高：32円49銭4厘（次年度繰越）。1891年（24年）の約2倍。この収入高の財源が、授業料であり（1900年（明治33）に尋常小学校は授業料廃止（註20）も高等小学校は授業料徴収されていた）、住民の戸別割であり、有志の寄付金であった。この収入から組合長が毎月多胡高等小学校長に渡し、学校長が支出した。支出高は、教員（訓導）俸給が2,326円41銭8厘（平均10.5人）で71.61%、雑給（小使給）が156円。教材書籍器械費が407円87銭4厘。校舎修繕費106円20銭。その他諸経費である。面白い費目に「フートボール修繕5銭」というのが出ているが、これは「サッカーボール」のことで、多胡高等小学校の体操の授業でサッカーが行われていたようだ（註21）。



「明治三十七年度経費支出請求簿諸受取証書目録 多胡高等小学校」1904年、長根文書資料：資料番号9114-56、吉井郷土資料館蔵

② 学校組合会議事録から見る運営実態

「吉井町外二村学校組合会議事録」（以下「議事録」と略す）は1901年（明治34）から1906年（明治39）まで12点残存している（註22）。これをもとに①組合会議の構成、②組合長の役

割、③議事録の具体例、④長老会議員の活躍、に分けて運営実態を分析したい。

① 組合会議の構成

組合長は安藤馬五郎吉井町長で、組合会議員は3町村会議員だが、42人になっている。年に3、4回、予算、追加予算、決算を主たる議題に会議が開催された。会議は組合長である議長の主導により議事が進行し、組合議員はあらかじめくじ引きを以て各自の座席番号を決めており、会議中は氏名ではなく座席番号で呼び合うことになっていた（註23）。

② 組合長の役割

組合長の役割は、多胡高等小学校の教員・生徒、校舎の状況等をよく観察し、教育環境を改善するための適切な予算措置を図ることである。また3、4年に1度ずつ生徒が授業で製作した絵画・書・模型・標本等の成果を展示発表する教育展覧会が開催されるが、その必要経費を予算措置してその実施を後押しし、展覧会の視察、優秀作品の生徒に賞状・賞品等を贈って激励することも重要な役割であった（註24）。その他校長主催の春の観桜会など、年に何回か開催される学校行事に出席し、校長らと日頃から懇親を深めていた（註25）。

③ 議事録の具体例

<史料5> 1902年（明治35）度学校組合会議事録（1902年3月16日）（註26）

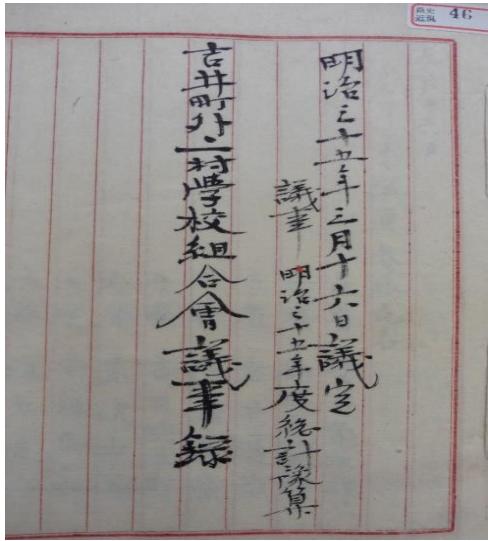
「書記歳出教育費ヲ朗読ス

一番（吉田良策君）此ノ教育費ノ訓導給ニツイテ一応説明願イマス。

議長（安藤組合長）一番ニ才答エシマスガ種別ヲスルノデスカ。

一番（吉田良策君）増額ノ理由ヲ一応説明願イマス。

議長（安藤組合長）ソレハ先ニ申上ゲタ八学級ヲ二学級フヤシテ二人増スノデ前年ノ金高ニ対スト三百六十円計リ増スカト思ワレマス。（後略）」



「吉井町外二村学校組合會議事録」長根文書：資料番号9114-46、吉井郷土資料館蔵

教員俸給の増額の議論である。教員俸給は70%以上を占めており、毎年のように組合會議予算審議の主要テーマであった（註27）。上記議事録でも生徒が増えて、それまでの8学級が10学級になり、教員を2人（月給15円×12月×2人=360円）増やすのでその分教員俸給が360円増額した。明治34年度の多胡高等小学校の在籍生徒数は420人。1891年（明治24）度の2.27倍。この議論には続きがあり、生徒が増えると教員も増え、その結果教室が足りなくなる。その対策として、教員事務室（職員室）を空けて教室にするか、新たに校舎を増築するか。費用と生徒の教育管理の問題などから真剣な議論が戦わされた（註28）。

② 長老会議員の活躍

多胡村長向井周弥は、多胡村会議員でもあり、特に明治30年代は組合會議員の長老であり、学校組合長も経験していた。こうしたことから議事録にもある通り議事の進行中、1テーマ終了した際、「ここらで一服どうですか」と議長に会議の休憩を提案するなど（註29）、議長を助けて会議を円滑に運営するよう努力した。また、会議中に安藤組合長の指名によって數度議長（註30）を務めるなど組合會議の指導的立場にあって学校組合の円滑な運営を強力に推進し、多胡高等小学校の教育活動を支えていた。

（3）学校組合と名望家

近代史研究では、1888年（明治21）の「市制・町村制理由」で地方政治の担い手として期待された「地方デ名望アル」ものという表現から「地方名望家」という概念が使用された、という（註31）。ここでは、「地方名望家」の定義を示し、向井周弥のエピソードをあげ、定義のあてはめを試み、地方教育確立に貢献したか検討したい。

① 「地方名望家」の定義

一般的に「名望家」とは、評判が高く人望のある人のことである（註32）。その定義は諸説（註33）あるが、特徴・性質が明確で妥当と思われる説一つを提示する（註34）。

地方名望家の属性（特徴・性質）として、①中世以来の由緒ある家柄であること、②近世においては中間層としての（郷土身分を含む）位置を確保し、さまざまな特権を有していること、③明治維新によってある程度從来の特権を喪失はしたが、豊かな経済力を保持していること、④戸長や町長を経験するなど、地域での名声と信頼があること、⑤前項と関連するが、行政能力を有し物事を円満・果断に処理・解決できる才覚を持っていること、⑥あくまでも地域に身を置き、郷土への関心が高いこと、⑦文化人的教養と資質を持ち、地域文化の担い手となっていること、⑧慈惠的行為をつねに怠らないこと、⑨多くの名誉職を兼ね務めていること、⑩地域産業への関心が深く、その発展のため積極的に関与していること、をあげている。

ここでは④あるいは⑤に当たると思われる向井周弥のエピソードを紹介する。

② 向井周弥のエピソード

＜史料6＞「自伝真秘録」（1892年（明治25）7月7日条）（註35）

「知事は教育施政上の方針を簡単に説示す、次て横尾純喬（参事官）瀧澤菊太郎（師範学校長）の演説あり、各員より新令に関する質問出づ、知事以下夫々答弁あり、箱庭的の制度教育を歓ばざる余は数件の難問を提出し大小当局者を弱らせたり、第一都市と避遠地方に対する区別甚だ粗

なると、教授法の官吏紳士的にして平民的農夫的ならざる点に至りては答弁に究し何れ取調べて又具篇く照会して御答へすへし等にてにげたる者多し。（中略）此時より余は町村事務及び教育に関し熱心なりと人に知られたると共に県庁や郡衙の俗吏（小童役人）には食へぬ奴、油断のならぬ男かなと思惟せられ一生涯の損を招けり呵々」



向井周弥初代多胡村長肖像。1854年（安政元）—1925年（大正14）、72歳。1889年（明治22）—1915年（大正4）まで多胡村長。吉井郷土資料館蔵。

これは、1892年（明治25）7月7日、群馬県知事中村元雄が、小学校令施行を県政の重要課題として県内各地を巡回・講演のため緑塙多胡郡の教育関係者を藤岡小学校に招集した際、多胡村長（学校組合会議員）向井周弥が出席し、知事らの講演を聞き、その後の質疑応答で熱心に質問した際の記録である。県会議員経験者でもあった向井は、改正小学校令の所感（註36）を残すなど教育熱心で、知事や県役人に対し臆せず自身の見解を述べ堂々と渡り合い、教育熱心な地方政治家として有名になり、県役人には警戒された。

③ あてはめ

上記「地方名望家」の定義を、向井周弥にあてはめてみたい。

「自伝真秘録」によれば、向井家の先祖は藤

原鎌足後裔で、中世に駿河国有渡郡用宗城主向井伊賀守がおりこれが遠祖といい、①の中世以来の由緒ある家柄にあてはまると考えられる。その後武田信玄に従ったが、武田家滅亡後、上州多胡郡に土着し郷士となったという（註37）。江戸時代は百姓だが塩村名主など村役人を務め、幕末には領主で旗本の溝口勝如が幕府陸軍奉行として長州征伐に出陣の際は、周弥の実父重郎次は、召されて大坂へ出兵した（註38）、といい②にあてはまる。明治維新後、向井周弥は戸長・村長・県会議員などを歴任したといい、④、⑤さらに⑨にもあてはまる。郷土の歴史文化に興味を持ち、塩村の歴史を書いて「上毛及び上毛人」などに投稿し（註39）、また『多野郡誌』の執筆担当者の一人にも名を連ねていた（註40）といい、⑥、⑦にもあてはまる。製糸組合甘楽社の監査役などを務めて郷土の産業発展に貢献した（註41）ということから、⑩にもあてはまると考えられる。

以上より向井周弥は、上記の地方名望家の要件をほとんど満たしており、「地方名望家」に当てはまると考える。

④ 地方教育確立に貢献した名望家

向井周弥は、上記のように多胡村長、学校組合長や組合会議員として多胡高等小学校の教育のために活躍していたが、早くも1884年（明治17）戸長就任より教育問題に積極的に取り組んでいた。授業料などの負担を嫌い子供を小学校に就学させない親を説得するため、多胡地域の小学校教員や教育に理解ある有志と、当時としては多胡郡で一番早く教育懇談会を設置し、毎月1回会合を開いて各部落の経済状況や就学させるための方法などを議論し不就学児の親を説得し、また授業料未納の親を説得して授業料を納めさせた（註42）。このような地道な活動を粘り強く継続し、小学校運営を改善させていた。地方名望家といわれる人々が、すべて教育面に足跡を残したとは言えないが、向井周弥は、地元の多胡尋常小学校や多胡高等小学校など、地方教育確立に貢献した地方名望家であると考える。

おわりに

1907年（明治40）、小学校令改正により義務教育（尋常小学校）が6ヶ年となり、高等小学校は2ヶ年となり（註43）、学校組合は1908年（明治41）3月31日をもって解散となった。1908年（明治41）4月吉井町では吉井尋常高等小学校となり、入野村、多胡村もそれぞれ尋常高等小学校となった（註44）。

多胡高等小学校の母体となった学校組合につき、成立の経緯については、1891年（明治24）の2月21日から5回にわたって郡長と各町村長らの動向を資料から細かく復元できたと考える。また運営実態については、会計帳簿等や学校組合会議事録などをもとに、概略的ではあるがその一端を明らかにできたと考える。

今回は学校組合に関し、「自伝真秘録」を筆頭に向井家資料が豊富に残存していたこともあり、向井周弥を対象に、「地方名望家」につき論考を試みたが、多角的な考察ができなかったように思う。向井周弥に限らず、明治期の町村長経験者には「地方名望家」が多いと思われる所以、教育以外にも地方の政治、産業、文化にどのような影響を与えたかなどについて、次の機会に検討したい。

註

- (1) 群馬県史編纂委員会1990『群馬県史 通史編9 近代現代3』群馬県、117頁以下、等。学校組合は、人口の少ない二つ以上の市町村が共同で学校を設置し、その区域内の者を就学させる組織（新村出2018『広辞苑第七版』岩波書店、）など。
- (2) 文部科学省2022『学制百五十年史』アイネット、7頁。
- (3) 群馬県教育史編纂委員会1972『群馬県教育史第一巻明治編上巻』、群馬県教育委員会、3頁。
- (4) 群馬県教育史編纂委員会1973『群馬県教育史第二巻（明治編下巻）』群馬県教育委員会、106頁以下、等。
- (5) 文部省1972『学制百年史』ぎょうせい（昭和47年10月1日）、268頁以下。

(6) 多野藤岡地方誌編纂委員会1976『多野藤岡地方誌・各説篇』多野藤岡地方誌編纂委員会、434頁。

(7) 文部省1972『学制百年史・資料編』ぎょうせい、93頁。小学校令37条 町村ハ数町村ノ協議ニ依リ郡長ノ許可ヲ受ケテ町村学校組合ヲ設ケ府県知事ノ許可ヲ受ケテ高等小学校ヲ設置スルコトヲ得（以下略）。

(8) 「町村長会議筆記」向井家資料（956-548-1）、吉井郷土資料館蔵。

(9) 「町村長会議筆記」向井家資料（956-548-2）、吉井郷土資料館蔵。

(10) 「高等小学校設立規定」向井家資料（956-503）、吉井郷土資料館蔵。

(11) 註（10）と同じ。

(12) 「高等小学校設置往復文書」向井家資料（956-504）、吉井郷土資料館蔵。

(13) 「自伝真秘録」向井家資料（956-580-2）。寄託（向井家資料はほとんど寄贈であるが、向井周弥の「自伝真秘録」を含む日記類30数点は寄託となっている）、吉井郷土資料館蔵。「自伝真秘録」は、向井周弥が多胡村長を引退した大正4年から、自身の家系や生い立ち、多胡村内外で起きた出来事、村長や県会議員時代の出来事を記録したもので4冊。高崎市重要文化財。

(14) 註（13）と同じ。

(15) 吉井町誌編さん委員会1974『吉井町誌』吉井町誌編さん委員会、745-747頁、等。

(16) 文部省1972『学制百年史』ぎょうせい、169頁、等。

(17) 「高等小学校設立規定」向井家資料（956-503）、吉井郷土資料館蔵。

(18) 「明治二十四年度学校組合費収入予算」向井家資料（956-549）、吉井郷土資料館蔵。

(19) 「明治三十七年度経費支出請求簿諸受取証書目録多胡高等小学校」長根文書（9114-56）、吉井郷土資料館収蔵。

(20) 文部省1972『学制百年史』ぎょうせい、316頁以下、等。

(21) 日本蹴球協会1974『日本サッカーのあゆみ』講談社、12頁以下。サッカーが日本に入ってきたのは1873年（明治6）日本海軍が、英國

海軍軍人を東京に招聘した際、英國軍人が余暇にサッカーをして日本人に教えたのが最初とされ、学校教育の場で広がっていった。「FOOTBAL L」これが「フートボール」と訳された。

(22) 「議事録」長根文書（9114-43～55）、吉井郷土資料館蔵。

(23) 「議事録」長根文書（9114-51、55）、吉井郷土資料館蔵。

(24) 「議事録」長根文書（9114-52）、吉井郷土資料館蔵。向井周弥も組合長時代の1893年

（明治26）、教育展覧会に出席し優秀作品に記念品を贈呈していた（「自伝真秘録」向井家資料（956-580-2）、寄託、吉井郷土資料館蔵）。

(25) 「書簡」安藤馬五郎家資料（850-1）年不詳4月22日、吉井郷土資料館蔵。多胡高等小学校長新井巴が、吉井尋常小学校長と連名で吉井町長（学校組合長）安藤馬五郎に出した觀桜会の招待状。

(26) 「議事録」長根文書（9114-46）、吉井郷土資料館蔵。

(27) 「議事録」長根文書（9114-43、同-46、同-48、同-50、同-52）、吉井郷土資料館蔵。

(28) 「議事録」長根文書（9114-43、同-44）、吉井郷土資料館蔵。

(29) 「議事録」長根文書（9114-46、同-48、等）、吉井郷土資料館蔵。

(30) 「議事録」長根文書（9114-47、同-48、同-49、同-51、同-53、同-55）。

(31) 丑木幸男2000『地方名望家の成長』柏書房、8頁。

(32) 松村明2019『大辞林第四版』三省堂。

(33) 山中永之佑1990『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、215頁。石井一三夫1991『近代日本の名望家と自治』木鐸社、25頁以下。等。

(34) 安在邦夫「自由民権期における地方名望家の存在形態」（鹿野政直・油井正臣1982『近代日本の統合と抵抗 一』日本評論社、113頁以下、特に140-141頁。旧棚倉藩士・井上光一のケースを検討している。

(35) 「自伝真秘録」向井家資料（956-580-2）、寄託、吉井郷土資料館蔵。

(36) 「改正小学校令ヲ読ミ所感ヲ述ブ」向井

家資料（956-305）、吉井郷土資料館蔵。大意は次のよう。「19年令の16条に比し改正令は8章、96条からなり周到綿密であると評している。また、第12条の文部大臣の定める教育大綱などに基づき、教則や授業料規則などを県知事がどのように定めるか、注目したい」という。教育への情熱を感じさせるものであり、現役の地方政治家の一人として県知事の行政判断を注視し注文する態度から、向井周弥自身の行政能力や才覚が感じられる。

(37) 「向井家由緒ノ碑」（明治13年、仁叟寺善海）、向井家資料（956-824）、吉井郷土資料館蔵。

(38) 「自伝真秘録」向井家資料（956-580-3）、寄託、吉井郷土資料館蔵。

(39) 「上毛郷土史研究会」向井家資料（956-724）等、吉井郷土資料館蔵。

(40) 「多野郡誌分担執筆委員名簿」向井家資料（956-335）、吉井郷土資料館蔵。多胡高等小学校長新井巴と共に向井周弥が多胡郡地域の執筆を担当した。

(41) 「甘楽社井池組と関係書類綴」向井家資料（956-338）等、吉井郷土資料館蔵。

(42) 「自伝真秘録」向井家資料（956-580-1）、寄託、吉井郷土資料館蔵。

(43) 文部省1972『学制百年史』ぎょうせい、297頁、等。

(44) 吉井町誌編さん委員会1974『吉井町誌』吉井町誌編さん委員会、1027頁以下。